

これまで行われてきた表現規制は、社会的な事件や市民レベルの運動など、原因となる何らかのきっかけがあった。今回の条例改正案が唐突な印象を受けるのは、そういった具体的な事象がないからだ。東京都が指定する不健全図書の数に91年以降減少を続けている一方で、警察庁の「犯罪統計書」によれば、幼女に対する強姦被害者数はほぼ横ばいで推移している。他のあらゆるデータを検討しても、不健全図書と犯罪との因果関係はもろろん、「子供が危ない」といえる証拠すら見つからない。

規制賛成派はこの「証拠論」になると途端に口をつぐむ。話を逸らす。具体的な事実があった、その原因が漫画だという根拠があるのなら、漫画業界も対応するにやぶさかではないだろう。そもそも公権力による規制は極力少なくなるべきだし、やむを得ず実行される場合も、あくまでも最後の手段でなければならぬ。迷惑な隣人を注意せずに、いきなり警察を呼んでしまうような人を思い浮かべてしまふ。

さて、今回の条例改正案の内容で、漫画に関係するのは主に4つのポイントだ。①自主規制範囲・不健全図書指定範囲を「非実在青少年」描写物などまで拡大（第七条、第八条、第九条の二）、②法律が定める児童ポルノと「非実在青少年」描写物などの同一視化（第十八条の六

の二）、③法律では定められていない児童ポルノ単純所持の禁止（第十九条の六の四）、④都民による表現の監視・表現狩りの推奨（第十八条の六の二の四）である。このうち①については表現規制につながるこの指摘を受け、都は「誤解である」として4月26日以降、立て続けに「質問回答集」を作成した。だが、こいつはたまたまを發表せざるを得ない点に都の問題がある。日本は犯罪行為の内容と刑罰を、あらかじめ明確に規定しておかなければならない「罪刑法定主義」を採用している。法律や条例は条文が全てであり、今回の条例改正案は、まさしく誤読の可能性が取り除かれていないことこそが問題

■東京都青少年健全育成に関する条例改正案（抜粋）
* 固み内は修正部分
(図書類等の販売等及び興行の自主規制)
第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条の興行場をいう。以下同じ。）を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。
一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
二 年齢は幼児、小学生、中学生その他の人の年齢を想定させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識される事項（以下「非実在青少年」という。）を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交的行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法であつたり性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(不健全な図書類等の指定)
第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な成長を阻害するものとして指定することができる。
一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは視聴に供されている図書類又は映画等であつて、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、著しく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある認められるもの
二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは視聴に供されている図書類又は映画等であつて、その内容が、第七条第二号に該当するものうち、強姦等若しくは児童虐待に反する行為を肯定的に描写したもので、青少年の健全な判断能力の形成を著しく阻害するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある認められるもの
三 販売され、又は頒布されている児童ポルノ、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある認められるもの
四 販売され、又は頒布されている出版物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがある認められるもの

(表示図書類の販売等の準則)
第九条の二 図書類の発行を業とする者（以下「図書類発行業者」という。）は、図書類の発行、販売若しくは貸し付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自ら、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認められる図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。
一 第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
二 第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準 非実在青少年を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交的行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法であつたり性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(児童ポルノの根拠及び青少年性的視覚描写物のまん延防止に向けた都の責務)
第十八条の六の二 都は、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための取組の徹底に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための取組の整備に努める責務を有する。
二 都は、青少年性的視覚描写物（第七条各号に該当する図書類又は映画等のうち、当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の原則若しくは映画等（以下同じ。）をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための取組の徹底に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を防止するための取組の整備に努める責務を有する。
三 都は、みだりに性的対象として扱われることにより身に有害な影響を受けた青少年に対し、その回復に資する支援のための措置を適切に講ずるものとする。
四 都は、事業者及び都民による児童ポルノの根拠及び青少年性的視覚描写物のまん延の防止に向けた活動に対し、支援及び協力を行うように努めるとする。

(児童ポルノの根拠及び青少年性的視覚描写物のまん延防止に向けた事業者の責務)
第十八条の六の三 事業者は、都が実施する児童ポルノの根拠に関する取組に協力するように努めるとする。
二 事業者は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、その事業活動に際し、青少年性的視覚描写物が青少年の健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、他の事業者と協力して、青少年が容易にこれに閲覧又は観覧することのないようにするための適切な措置をとるよう努めるとする。

(児童ポルノの根拠及び青少年性的視覚描写物のまん延防止に向けた都民等の責務)
第十八条の六の四 個人も、児童ポルノをみだりに所持し、所持しない責務を有する。
二 都民は、都が実施する児童ポルノの根拠に関する取組に協力するように努めるとする。
三 都民は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれに閲覧又は観覧することのないように努めるとする。

(青少年を性的対象として扱う図書類等に係る保護者の責務)
第十八条の六の五 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を露けな状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの露情的な姿態を視覚により認識することができる方法であつたり性的対象として扱われることにより青少年の健全な判断能力の形成を阻害するおそれがある青少年を性的対象として扱うことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれに閲覧又は観覧することのないように努めるとする。
二 事業者は、その事業活動に際し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。
三 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等若しくは前項の露情的な姿態を視覚に提供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
四 知事は、前項の指導又は助言を行うための必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

条例改正案の問題点はどこ？

世間の注目を浴びた「非実在青少年」というオリジナリティあふれるネーミング以外にも条例改正案にはいろいろな問題点があった。あらためて条文を読み返してみよう



東京都「非実在青少年」条例について考える

Gにすることができ。恣意的な運用が可能なのだ。

そもそも性的な描写については「非実在青少年」であろうとならうと関係なく、既に条例による規制と自主的な規制（ゾーニング）が行われている。不健全図書の指定は各都道府県が行うのだが、実は東京都に限っては連続3回または年5回以上指定されると取次が取り扱わなくなるといふ、出版業界による厳しい自主規制ルールがある。取次を任せない出版物は事実上販路を断たれるため、東京では「個別指定」という方法で慎重な審査が行われている。

他道府県で一般的なものは「包括指定」という方法で、これは「卑猥な姿態が全体の1/3または20頁以上」など、半ば機械的に選別する方法だ。出版物以外では、映像作品（アダルトビデオなど）やゲームなど「団体指定」という方法を採用している場合もある。指定された団体が審査を行う方法だが、警察OBなど天下りの温床になりかねないという欠点があり、アダルトビデオの自主管理団体である日本ビデオ倫理協会（ビデ倫）は警察庁からの天下りを締め出した直後に強制捜査を受け、逮捕者を出した。東京都の個別指定では、都によってセレクトされた出版物について、まず出版関係の団体などが出席する「打ち合わせ会」で聞き取りがされる。ここで不健全図書指定に対する反対意見が多数を占めたものは再検討され、その上で青少年健全育成審議会において指定が行われる仕組みだ。出版社が集中している東京だからこそ、影響の大きさを鑑みて、はじめに業界団体の意見を取り入れるシステムを構築している。

もし、現状の指定基準に問題があるのならば、関係機関が議論を深めて、審査段階で基準を見直せばいい。代替手段があるのに新たに条例を作ることは、保護法益（規制することで保護・実現するであろう社会的利益）がないにも関わらず、なぜわざわざ条例改正案が作られたのか。背景には警察の意向が見え隠れする。

これまでも都の青少年育成条例は何度か改正が行われてきたが、主導的な役割を果たしたのが、広島島の暴走族対策や「歌舞伎町浄化作戦」に主導的な役割を果たした元警察官僚、竹花豊元副知事だった。今回の改正案も、担当部署の倉田本部長、櫻井美香青少年課長はともに警察庁からの出向者である。

5月17日に東京・池袋の豊島公会堂で開かれた条例改正案反対派による集会「どつする!? どうなる? 都条例」で、桐蔭横浜大学法学部の河合幹雄教授は「都は（非実在青少年）描写物がおそらく犯罪とは無関係だとわかっているし、警察官は誰もこの条例で青少年が健全になるとは思っていない」と述べている。一方で、月刊『創』（創出版・2010年8月号）の長岡義幸氏によるレポートによると、都議の1人は「今回、警視庁は、警察庁の問題だということ、青少年条例の改正にはほとんど関心を示していないように見える」と語ったという。

つまり、国の省庁である警察庁と、都および都警である警視庁との間には、微妙な温度差が伺える。昨年の衆議院選挙による政権交代後、国政の場で提出する法案が「化けやすく」なっているようだ。つまり警察官僚が意図しない方向へ修正が行われ、結果的に彼らにとって不利な法律改正が行われる可能性が高くなってしま

児童ポルノ禁止法で 規定されている 「三号ポルノ」の 問題点とは?

意的な解釈が可能な条文となっている。単純所持規制が問題となるのは、特にこの部分が原因とわかってい。欧米においてはより厳密な規定が定められているのだが、風呂に入った娘の写真を所持していた父親が逮捕されるなど、法律が本来持っている目的とは違った恣意的な運用が行われたケースもある。

それでも「17歳の水着の写真」で捕まる可能性がゼロでない国は、日本以外では皆無だ。単純所持規制に伴う犯罪の危険性も重要な問題だが、そもそも「児童」の定義やポルノとヌードの違いなど、大前提となる部分があやふやなまま施行されているのが、日本の児童ポルノ法なのである。

児童ポルノと 非実在青少年

児童ポルノ法の第2条3項では「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」を視覚で認識できる描写物を「児童ポルノ」として定義している。

このうち問題になるのは3つ目の、いわゆる「三号ポルノ」といわれるものだ。衣服の一部を着けないということとは、水着姿も下着姿も含まれる可能性があるわけで、「非実在青少年」と同様に、非常に曖昧で恣

った。そのため、狙いを都道府県や市町村に変更し、条例で規制を達成する方向へソフトチェンジしたわけだ。

東京都において条例は「通りやすい」ものである。実際に都（知事）提出の条例案が廃案となったのはなんと12年ぶり、都議会がオール野党状態だった青島知事時代以来である。今回も昨年の都議選で与野党が逆転していたから否決されたものの、まさに間一髪だった。

システム上も、都議会にはそれほど厳密なチェック機能はない。省庁から提出される法案は事前に内閣法制局が確認する国の法律とは違い、条例は事前に審査されることはないし、議会も国のような二院制によるダブルチェック機能は存在しない。都議会議員の情報収集力も国会議員には到底及ばないし、特に小会派は情報を入手しづらい。今回条例改正案反対に回った東京・生活者ネットワークは、3月上旬まで条例改正案の内容について具体的な認識がなかったようだ。

そもそも、なかなか提供されない情報もある。条例改正案の原点といえる、東京都青少年問題協議会の答申に対するパブリックコメントの情報公開を民主党の西沢けいた議員が求めたところ、2月に請求したにも関わらず、開示されたのは4月末だった。条例改正案が提出されたのは3月議会であるから、継続審議にならないければ必要十分な情報を十分に提供しない状態で議会に審議を求めたことになる。そして、パブリックコメント1581件のうち、部分的賛成を含めた賛成数は70〜80件ほどにすぎなかったという。

そんな現状を鑑みれば、条例改正案は国会で審議がなかなか進まない③「児童ポルノの単純所持」こそがポイントだったという推測も成り立つ。さらには②「児童ポルノ（実写物）」と「非実在青少年」描写物などを同一視することで、性的描写物に嫌悪感を抱く層を賛成派として取り込み、④「監視・表現狩りを推奨」することで、お墨付きを与える計画とも考え得る。児童ポルノの単純所持規制は、国会で宮沢りえの写

真集『Santa Fe』を日本中から全て廃棄しろ!ということがあるのか? という論争にさえなった。それはさすがに……と思う人も、「幼児が強姦される漫画は規制しろ!」という内容なら賛成しやすくだらう(ただし『Santa Fe』については衆議院法制局は規制されないという見解を示している)。

東京都「非実在青少年」 条例について考える

だからといって、「非実在青少年」が「児童ポルノ単純所持規制

シアも低め)。そして児童ポルノ法施行後の児童に対する性犯罪率は横ばいのまま。効果が出ていない。

日本で単純所持が規制されているものといえば、銃や麻薬が思い浮かぶ。それらと同じくらい、児童ポルノ(くどいようだが、17歳の単なるヌードも含む)は人間をダメにしているのだろうか。銃や麻薬が規制されていない国があるように、児童ポルノもその国の事情によって対応されるべきだろう。いわんや、漫画を含む創作物の単純所持規制に至っては、もはや何を守ることが目的なのかかわからないのである。

「児童ポルノ規制」はそもそも 被害児童を生まないためのもの

という理屈はわかる。だが日本の児童ポルノ法は米・英などが違法としていない、単なるヌードも規制している。対象年齢も17歳以下と、上限が他国に比べて2〜6歳も高い。

児童ポルノの供給者だけではなく、受益者も規制しようという「単純所持規制」が行われていないのは、G8で日本とロシアだけという意見もかなり作偽的だ。そもそも日本は性犯罪の発生率が圧倒的に低い(口

児童ポルノと 非実在青少年

1999年に制定された児童ポルノ法は、もともと1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」を受けたものだった。世界的に横行する青少年の拉致や誘拐などを防ぐという主旨であり、日常生活において青少年が健全に育つかどうかということとは、本来全く関係がない。青少年の性行為を実写物(写真・映像など)で撮影するにあたっては、性的虐待などが起こる可能性が高い

の隠れ蓑にされたとは断言できない。前述の通り、どつやら警察庁(国)と都・警視庁との間には微妙な温度差が感じられるのだ。都が舐めてかかったのか、やる気がなかったのかはともかくとして、「非実在青少年」というキャッチーなネーミングをしてしまったこと自体は、単純ミスの可能性も十分に考えられる。

後述するが、4月30日にボーイズラブ(BL)・ティーンズラブ(TL)雑誌11誌が大阪府によって有害図書類に指定された。また福岡県では、福岡県警が昨年12月に暴力団の抗争などを描く漫画誌・月刊誌などの販売撤去をコンビニ6社に要請。2月には書店団体にも同様の要請をしたほか、6月25日には福岡県が漫画誌を含む暴力団関係図書5誌を有害図書に指定している。これが東京都の規制と関係があるかは定かでないが、表現規制の網が各地で広がっているのは不気味だ。

我々に必要なのは、とにかくこの問題について理解を深めることだ。残念ながら、規制反対派の間にも(数は少ないとはいえ)条文の内容を理解していなかったり、誤解している人もいる。普段読み慣れない人には、条文特有の難解な表現に閉口するかもしれないが、理解できれば問題があることは一目瞭然なだけに、是非とも一読しておくことをオススメしたい。(W)

条例改正賛成派には問題発言や足並みの乱れなど
多くの問題点や「ツッコミどころ」があったが
反対派にも問題が全くなかったわけではない
9月以降、再提出されたときの「糧」とするために
これまでの状況を振り返ってみたい

反対運動の成果と反省点

今回の条例改正案に対する反対運動は、スタートで完全に遅れたものの、寸前のところで驚異的な巻き返しを果たした。中核的な役割を果たしたのは明治大学国際日本学部の藤本由香里准教授と山口貴士弁護士が代表を務める「東京都青少年健全育成条例改正を考える会」だ。今回、藤本さんが先陣を切って活動を繰り広げたのが、どうやら活動が成功した最大の理由といえそう。漫画界では比較的ニュートラルな立場でありつつ、知己が非常に多く、論旨も実に明確かつ具体的。広がっていった反対運動自体も、BLOGやSNS、Twitterなどネットを駆使した活動が繰り広げられた割には、実に理知的なものが多かった。「都議への働きかけは相手の迷惑にならないように手紙を書く」といった呼びかけには、筆者もなるほどと思わず唸らされた。

むしろ賛成派のほうが主張に矛盾が多く、内容も不明瞭だったように感じる。なかでも諮問を受けた青少年問題協議会委員の言動には疑問点が多かった。議事録を読むとかく目立つ感情的な発言の数々はともかくとして、そもそも憲法第21条の「表現の自由」を理解していないのではないかと思わせられる意見も目立つ。「表現の自由」とは、公権力に対してその保証を約束させるものだ。さすがに都の担当者はそれを

理解しているが、一部の委員は自身が公権力から諮問を受けている自覚がないようなのだ。

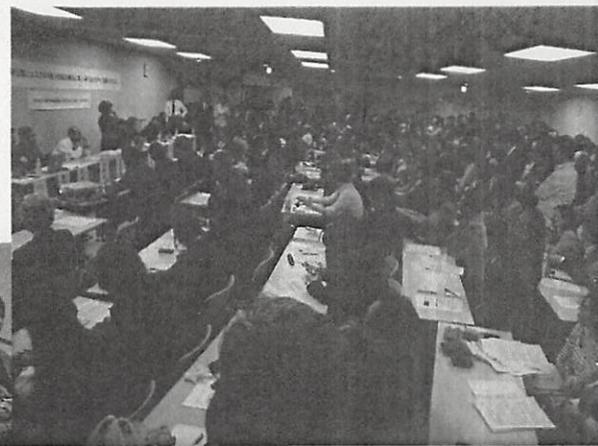
委員が代表や顧問などを務める団体が賛成を表明する「マッチポンプ」ぶりも、少々極端だった。東京都小学校PTA協議会（都小P・新谷珠恵会長）は成立を求める緊急要望書を提出したが、上部団体である日本PTA全国協議会（日本PTA）が5月14日に公表したアンケート（複数回答可）によれば「有害図書類に対して、自治体の有害図書指定等の規制を要望する」という項目に○をつけたPTAは24・9%にすぎなかった。同じくECPAT/ストッブ子ども買春の会（宮本潤子、中原真澄共同代表）も賛成派の有力団体だが、関連団体であるエクパット関西は1998年に「架空の人物を使った絵」を「規制の対象にすることには慎重であらざるをえませぬ」と表明している。「都小Pは特別区23区中5区しか加盟していない」「一部のトップのみの意見で決められている」といった批判は、日本ペンクラブや日本弁護士連合会（日弁連）など反対表明している各団体も、全会員が一致しているというわけではないだろうからともかくとしても、賛成派の足並みが揃っていないとは到底言いがたい。

ただ、結果的に「廃案」という成果が出たとはいえ、反対派にも反省点は少なからずあった

東京都による青少年健全育成条例改正案と『非实在青少年』規制を考える。

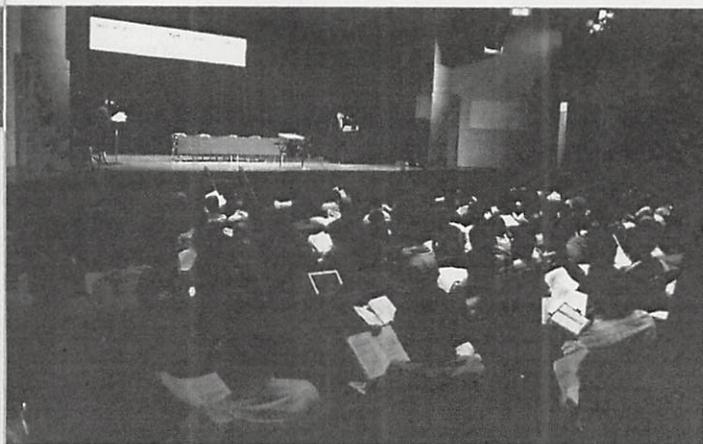
2010.3.15 於：都議会議事堂第2会議室

午前中の記者会見でちばてつや、里中満智子、永井豪、竹宮恵子などの大御所漫画家たちがまず口火を切った。午後の集会では定員100人の会場に400人以上が殺到。聴衆側には識者や漫画家なども多数含まれていたようで、反対運動が実質的にここからスタートした。



と思う。先に示した初動の遅れもそうだが、なにより残念なのが、マスコミを動かすことができなかったことだ。「漫画児童ポルノ」という言葉を連発していた産経新聞を筆頭に、積極的な賛成というより、問題をよく理解していないまま都の主張を丸飲みしていた媒体が多かったように感じる。ネットでは盛んに事実関係が報じられた一方で、テレビでの討論は地上波では行われず仕舞いだったし、ニュースでも問題を理解しないままコメントするキャスターが目についた。マスコミがそういった姿勢で報道すれば、一般社会の反応も鈍くなる。漫画業界関係者や「オタク層」以外に、この問題の内容がどれだけ理解されていたかといえは甚だ疑問だ。

「非实在青少年」を取り上げた出版物もいくつか登場したが、このキャッチーなフレーズに感化されたのか、いかにも「非实在青少年」といった絵が表紙に描かれたものが多かった。はたしてこの問題に理解の浅い一般人が、そういった表紙を手にとってくれるものだろうか。世の男性の多くが少女漫画を手にとるとき恥ずかしいと感じる、あるいは女性がちよつとエッチな青年漫画を買うのは躊躇ってしまつように、内容がいかによくても表紙に抵抗感があれば、レジへ向かってもらつことは難しい。結局、内輪での盛り上がりすぎなくなつてしまつた。



どうする!? どうなる? 都条例 -非实在青少年とケータイ規制を考える

2010.5.17 於：豊島公会堂

反対集会というより、識者たちが現状報告や状況説明を行う情報共有という趣となった。条例の問題点についての指摘だけでなく、そもそも条例改正案が上程された背景や、賛成側の状況などについても言及が、定員800人の会場は満員に。

主張の仕方にも、更なる努力と作戦が必要だろう。漫画家の立場から反対運動に尽力していた里中満智子さんは、記者会見でもテレビでもインタビューでも、とにかく「条文が問題」「現状のゾーニングで対応可能」と、くどいほど繰り返していた。これは思いのほか、効果的な方法だったと思う。まさに今回の条例改正案の問題点は「条文」の1点であり、対応は「現状の方法で可能」なのだ。これを愚直に繰り返すことが、もっとも「効く」やり方なのだ。

とはいえ、9月以降に改正案が再提出された場合、これまでの方法だけでは対応できない可能性もある。弊誌なりに対応策を考えてみたのだが、例えばより具体的な例で都に「踏み絵を踏ませ」られないだろうか。「ドラえもん」のしずかちゃんが、「サザエさん」のワカメちゃんが……という例は、バカバカしい議論ながらも、一般の人たちにこの問題を認知させる効果は生んだ。幸か不幸か「非実在青少年」にひっきりかかれない作品など、漫画界には山ほどある。「バガボンド」は？、「ベルセルク」は？「あずみ」はどうなのか？

「質問回答集」で答えきれないほどの例を提示することで、本当の境界線を都がどこに引いているのか、割り出してしまえないだろうか。あるいは、今回積極的に条例改正案反対に回った政党や議員に、都にとつて「やぶへび」となる案を提供するというのはどうだろうか。国会で審議されていた児童ポルノ法の単純所持化に対し、日弁連が3月18日に提出した意見書は、賛成の立場を示しながらも、同時に児童ポルノの定義を限定しつつ明確化すべきとした、非常に厳しい内容だった。これが日弁連の「作戦」であるならば、実に巧妙だと思う。

今回の改正案には、実は「都は、みだりに性的対象として扱われることにより心身に有害な影響を受けた青少年に対し、その回復に資する支援のための措置を適切に講ずるものとする」(第十八条六の二の二)といった、肯ける項目も含まれている。日弁連などの協力が必要となるだろうが、こういった条文を軸にした、本当に青少年を守る案が提出できないかと思う。

そして弊誌がもっとも望みたいのは、「非実在青少年」が登場しなければ表現できないような傑作を、多くの漫画家につけてもらいたいことだ。今回の条例改正案に賛成した人たちにもギャフンと言わせるほど、パワーがある作品を描いて欲しい。コミック10社会(秋田書店・角川書店・講談社・集英社・小学館・少年画報社・新潮社・白泉社・双葉社・リイド社)が提出した署名に応じた1421人もの漫画家・原作者の中には、絶対にその力を持つ人がいるはずだ。(W)

One Point

大阪ではBL・TL11誌を
福岡では暴力団誌を有害指定



■大阪府に有害指定された雑誌リスト

『drap.』 5月号	コアマガジン
『Boy's LOVE.』 4月号	ジュネット
『BOYSピアス』 5月号	ジュネット
『麗人』 5月号	竹書房
『Chara Selection』 5月号	徳間書店
『Daria.』 6月号	フロンティアワークス
『ボーイズキャビ!』 '10春	芳文社
『JUNK! BOY.』 はるやすみ号	リブレ出版
『Young Love Comic aya.』 5月号	宙出版
『絶対恋愛 Sweet.』 5月号	笠倉出版社
『絶対美人 if.』 5月号	セブン新社

■福岡県に有害指定された雑誌リスト

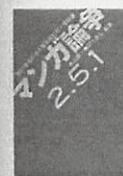
『実話時代』 7月号	メディアボーイ
『実話時報』 7月号	竹書房
『実話ドキュメント』 7月号	竹書房
『劇画版山口組白書激闘を勝ち抜いた伏たち』	徳間書店
『漫画山口組完全データ BOOK Vol.11 宅見若頭暗殺事件』	メディアックス

われている。これには、要請された出版物に原作を手がけた漫画が含まれていた作家の宮崎宇さんが、表現の自由を規制するとして県を相手取り、福岡地裁に提訴した。しかし6月25日には、今度は福岡県が「青少年が暴力団に対する誤った認識を持たせないため」に、「暴力団を美化するような内容の」漫画誌を含む暴力団関係図書5誌を有害図書に指定したのだ。

背景には暴力団の抗争が激化して、既に社会問題化している、福岡県ならではの事情がある。しかし、それを理由に漫画などを有害図書とするのはあまりに論理が飛躍しすぎているのではないか。社会的な事件が起こったからといって、なんでも規制していいというものではない。筆者も指定された漫画誌を読んだが、これを読んだ「青少年が誤ったあこがれを抱いたまま暴力団に加入する」とは到底思えなかった。

「反社会的」な組織が問題ということになれば、殺人犯に詐欺師、強盗犯など、漫画にはあらゆる犯罪者が登場する。暴力団はダメでも、マフィアや海賊ならいいのか。暴走族はどうなのか。こういう形で、どんどんと表現規制が進んでしまうことが怖いし、そういう意味では東京都の条例改正案よりもはるかに怖ろしい事件だ。宮崎さんの訴訟で、福岡地裁が公正な結論を下してくれることを心から祈りたい。(W)

■東京都青少年健全育成条例問題がよくわかる参考文献



『マンガ論争 2.5.1』
永山薫・屋間たかし 編著
永山薫事務所・n3o

編集者であり、ライターである編著者2人による豊富な取材力によって事実関係が徹底的に洗い出されている、もっとも「硬派」で上級者向きな内容。条文の問題点なども、もっとも鋭く指摘している。継続審議後の事象もフォローしており、これさえ熟読しておけば大丈夫、な1冊といえるだろう。



『非実在青少年読本』
COMIC リュウ
編集部 編
徳間書店

条文の分析や関係者のインタビュー、吾妻ひでお×山本直樹×トリ・みきによる座談会など、読み物としての魅力にあふれた一冊。メインコンテンツの「アンケート 100人 OVER 組手」は、文字通り漫画家を中心に115人にインタビューしている。再録ものも多いため、比較的「初心者」向けの内容といえる。



『非実在青少年(規制反対)読本』
サイゾー & 表現の自由を考える会 編著/サイゾー

条例改正案に反対の立場をもっとも鮮明にし、主観色を強めた内容。実際に条例改正反対運動に加わった人や、協力した人によるレポート、ルボなどが数多く収録されている。そのため全体的にやや肉色強いので、「内部」の自覚がある人はいいが、「外部」が読むと温度差を感じる可能性も。